

第24期第11回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年5月6日(木曜日) 13:30~14:05

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫
第10番	古川一豊		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第9番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第10番	眞鍋哲哉
第3番	加藤宏司	第11番	竹林義孝
第4番	岩崎紀生	第12番	小泉禮造
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第6番	井下八郎	第14番	神野鉄治
第8番	藤田隆		

(3) 欠席委員 1人

推進委員 第7番 高橋眞次

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局主幹	近藤明美
農地係長	松本聡	主任	井上貴清
会計年度任用職員	齊藤麻里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員19人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。大型連休いかがお過ごしだったでしょうか。愛媛県もまん延防止ということでいろいろ制限があり、不要不急の外出は慎んでくださいと、新居浜市でも感染者が増え市長さんが街頭などでお願いをしたり、行政無線を通じて皆様方をお願いをしております。我々は農業関係者は田畑に行ったりしたらいいのですが、他の方々は大変だったのではないのかなと思います。また、暦では昨日は立夏ということでもう夏になってくる。農業者にとってはこれから農繁期になってくるということで、まん延防止にしてもコロナにかからない、人にうつさないということで、厳しい中ではありますけどいろいろなことで活躍いただければと思います。

それでは、ただいまから第11回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地関係の議案第1号から議案第7号までとなっております。農政関係につきましては、まん延防止ということで本日は農地関係のみということでございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において古川 一豊委員と高橋

征三委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それではこれより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。議案中、第1号から第4号は決議事項、第5号から第7号は意見事項となっております。加えまして報告事項が1件、参考事項が1件ございます。1ページを御覧ください。

議案第1号「特定農地貸付けの承認について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

まず、特定農地貸付けについて簡単に説明させていただきます。

原則として農地の貸借には農地法第3条の規定により農業委員会の許可が必要です。しかし、農家以外の方を対象に市民農園を開設する場合、その実施主体が農業委員会の承認を得ることで、本来必要な農地法第3条の許可を得なくても一般利用者に貸すことができるというものです。

市民農園等を行うためには営利を目的としない農作物の栽培であることや、5年以内10アール未満の農地の貸付けであること、相当数の者を対象とするなど条件があり、農業委員会においては特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項にて、1、農地の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。2、特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。3、貸付規定に定める事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。4、小作等の権利が付いていないことの要件に該当していれば承認をするものとなっております。

以上を踏まえ、議案の説明をさせていただきます。
議案第1号は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請で、申請件数は

1 件です。2 ページをお開きください。

1 番、実施主体(1-1)さん。内容は市民農園の新規開設、要件については議案書及びお手元に配布させていただいております「特定農地貸付けの用に供する農地の一覧」の1 ページのとおりとなります。

当該農地は以前から市民農園として利用されており、小作等の支障となる権利も付いていないこと、募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること、貸付条件、解約・返還の条件等、適正かつ円滑な実施を確保するための事項が貸付規定にて定められていることから、承認要件である特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件は満たしているものと考えます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1 番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「特定農地貸付けの承認について」を原案のとおり決定させていただきます。3 ページを御覧ください。

議案第2号「特定農地貸付けの変更について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第2号は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による変更申請で、申請件数は1件です。4 ページをお開きください。

1 番、実施主体(2-1)さん。内容は令和2年8月5日付けの農業委員会総会にて承認を受けた内容からの農地面積の変更で、貸付規程等の変更はございません。

変更後の農地については「特定農地貸付けの用に供する農

地の一覧」の2ページから5ページのとおりとなります。

今回の申請については一部農地の合意解約に伴い面積が減少するもので、周辺の農地への影響はなく、貸付規程の変更もないことから、承認時の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件には影響しないものと考えます。御審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「特定農地貸付けの変更について」を原案のとおり決定させていただきます。5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、2番の1件でございます。6ページをお開きください。

2番、政枝町二丁目及び政枝町三丁目、田、4筆、面積3,122㎡、譲受人は西条市在住の(3-1)さんです。

譲受人は、今回、市内で新規に営農を開始するに当たり、申請地を借り受ける目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われまます。なお、許可後は、本市へ移住し、水稻の栽培を予定しております。以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御審

議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、小泉 禮造委員から報告をいただきます。小泉委員お願いします。

小泉委員

申請地は、現在耕作はされておりませんが、トラクターで耕したあとに草が生えている状態です。ですが、耕作しようと思えば直ぐにでも耕作ができる状態です。それから、この土地は数年前まで稲作をやっておりまして、借受人も米を作る予定なので地域に対して支障をきたすようなことはないと思います。譲受人側なのですが、農機具等は基本的な物は持っております。足りない分はリースなどを考えております。そういうことで、耕作によって地域に影響を及ぼすことはないと思います。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。はい、曾我部委員。

曾我部委員

この、譲受人と譲渡人は親戚関係になるのでしょうか。

松本農地係長

親戚関係ではないです。

曾我部委員

氷見の方から17キロ近くあるところで労働力1人、ここまできてきっちりできるのでしょうか。

小泉委員

(3-1)さんは取得した後に新居浜に移住するんです。

曾我部委員

特に使用貸借ということで借受けたは荒れたのではないのでその辺りちょっとお聞きしただけです。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の所有権移転について」を議題に供し

ます。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、11番の1件でございます。

8ページをお開きください。

11番、郷三丁目、田、1筆、面積1,006㎡、譲受人は市内在住の(4-1)さんです。

譲受人は現在、社会福祉事業を行っており、今回、障がい者福祉部門の作業活動に利用するため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、塩見 敏夫委員から、報告をいただきます。塩見委員をお願いします。

塩見委員

申請に基づきまして4月17日に申請地の調査に行きましたところ、現在は田として利用されています。トラクターで耕されいつでも野菜等ができる状態であり、また、近隣住民との問題も特にありませんので御審議のほどよろしく願いいたします。

松本農地係長

1点補足させていただきます。今回、面積が1,006㎡でございますして3反要件に該当しないということなんですけども社会福祉法人、医療法人、学校法人等は最低㎡を免除というか除外されておりますので、そのことを追加して御報告いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、11番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

9ページをご覧ください。

議案第5号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任 議案第5号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

10ページをお開きください。

4番、萩生字旦ノ上、畑2筆、申請人は、(5-1)さん。

内容は、自己住宅103.51平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長 ありがとうございます。

以上、4番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

11ページをご覧ください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任 議案第6号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用

の申請で、申請件数は21件です。

12ページをお開きください。

59番、高田一丁目、畑1筆、譲受人は、(6-1)さん。内容は、自己住宅73.49平方メートル、一体利用地として、公衆用道路42.05平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

60番、上原一丁目、畑1筆、譲受人は、(6-2)さん。内容は、自己住宅118.41平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

61番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は、(6-3)さん。内容は、自己住宅96.88平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページを御覧ください。

62番、河内町、畑1筆、譲受人は、(6-4)さん外1名。内容は、自己住宅127.52平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

63番、船木字高祖、田1筆、譲受人は、(6-5)さん。内容は、自己住宅55.48平方メートル、一体利用地として、宅地146.55平方メートルがあり、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

64番、観音原町、田2筆、譲受人は、(6-6)さん。内容は、貸し露天資材置場・貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

65番、多喜浜三丁目、田2筆、畑3筆、譲受人は、(6-7)さん。内容は、露天資材置場・露天駐車場、農地区分は、用途地

域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

66番、城下町、田1筆、譲受人は、(6-8)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

67番、坂井町三丁目、田2筆、譲受人は、(6-9)さん。内容は、自己住宅64.00平方メートル、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜駅が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

15ページを御覧ください。

68番、又野二丁目、畑1筆、譲受人は、(6-10)さん。内容は、自己住宅98.54平方メートル、農地区分は、申請地から概ね300m以内に多喜浜駅が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

69番、庄内町五丁目、田1筆、譲受人は、(6-11)さん。内容は、自己住宅109.72平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

70番、田の上二丁目、畑1筆、譲受人は、(6-12)さん。内容は、建売住宅(2戸)113.04平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

16ページをお開きください。

71番、中村一丁目、田1筆、譲受人は、(6-13)さん。内容は、宅地分譲(1区画)、一体利用地として、山林6.60平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

72番、土橋二丁目、田1筆、譲受人は、(6-14)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

73番、下泉町一丁目、田4筆、譲受人は、(6-15)さん。内容は、自己住宅139.94平方メートル、農地区分は、

その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

17ページを御覧ください。

74番、庄内町五丁目、田1筆、譲受人は、(6-16)さん。

内容は、賃貸共同住宅(2棟)92.72平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

75番、船木字池田、畑1筆、譲受人は、(6-17)さん。

内容は、自己住宅59.62平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

76番、光明寺一丁目、田1筆、譲受人は、(6-18)さん外1名。内容は、自己住宅108.48平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

18ページをお開きください。

77番、高津町、田1筆、譲受人は、(6-19)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟)142.12平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

78番、政枝町一丁目、畑1筆、譲受人は、(6-20)さん。

内容は、建売住宅(2戸)99.36平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

79番、郷三丁目、畑1筆、譲受人は、(6-21)さん。内容は、自己住宅121.32平方メートル、一体利用地として、雑種地29.62平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、59番から79番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められ

るものであることを、事務局より報告させていただきます。
御審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、59番から79番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

19ページをお開きください。

議案第7号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第7号は、農地転用事業計画変更申請で、申請件数は3件です。

20ページをお開きください。

3番、中村松木二丁目、宅地2筆、承継後の事業計画者(7-1)さん。変更内容は、事業の承継及び事業内容の変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。

21ページを御覧ください。

4番、中村松木二丁目、宅地6筆、事業計画者は(7-2)さん。変更内容は、事業内容の変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。

22ページをお開きください。

5番、東雲町三丁目、宅地1筆、事業計画者は(7-3)さん。変更内容は、事業内容の変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。

以上、3番から5番のいずれの事案につきましても、変更申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、3番から5番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第7号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。23ページを御覧ください。

報告事項は「農地所有適格法人の令和2年度事業報告について」です。事務局から報告をお願いします。

松本農地係長

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告については3番の1件でございます。

3番、(8-1)さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、いずれも議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

続きまして、24ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、第11回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員